

## 指定給水装置工事事業者の廃止の届出

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者より廃止の届出があったため、玉村町指定給水装置工事事業者規程第10条第3号の規定により公示する。

令和5年3月27日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
第246号	株式会社アイブレーション	群馬県高崎市中泉 町623番地1	三友 岳彦	株式会社アイブレーション	群馬県高崎市中泉 町623番地1	令和5年3月21日